
国際標準化機構（ISO）証券業務及び関連金融商品に関する 分科委員会（SC4）の第28回年次総会開催の結果について

日証協・平成23年5月9日

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）の「証券業務及び関連金融商品に関する分科委員会（以下「SC4」という。）」では、第28回年次総会を5月9日にオランダのアムステルダムにおいて開催した。本協会では、従来からこの国際会議にPメンバー（Participating Member：投票権のあるメンバーのこと、他に投票権のないオブザーバーのOメンバーがある。）として参加している。なお、一昨年までこの会議は毎年秋に開催されてきたが、前回東京総会より時期を繰上げ、SC4の上部組織であるTC68及びその傘下の他の審議委員会（SC7）の各年次総会及び定期会合（ISO20022RMG）とも開催時期を併せ、1週間を通じてのISO金融分野全体の総合会議の中に組み込まれたが、今総会も同様のスタイルをとって開催された。以下は、本会議の開催状況についての報告である。

1. ISOと証券業務

ISOは、国際的に通用する規格や標準を制定するための国際機関である。本協会では、証券取引のグローバル化及び電子化が急速に進展する中で、このSC4が担当する証券業務分野の標準化は、我が国証券金融業界にとって、重要不可欠なものとの観点から、世界各地で開催されるSC4年次総会に出席し、SC4における検討に我が国証券業界の意見を可能な限り反映させるとともに、SC4の場における議論の内容を協会員をはじめとする国内の関係諸団体等に伝達している。

また、年間を通じてSC4で審議される標準化案件の国内における検討を推進し、その意見を取りまとめるため、証券会社、証券取引所、証券業務に従事する銀行その他の証券関連機関・システム関連業者等の専門家等をメンバーとする「ISO証券関係対策連絡会」（SC4の国内委員会の位置づけを持つ）を組織し、我が国証券業界等におけるISO国際規格ユーザーの意見がISOの場に十分反映するように努めているところである¹。

なお、SC4の直接的な審議対象ではないが、現在、ISOの証券分野における標準化を巡る動きとして、取引メッセージ作成手続の次世代標準への移行に向けたルール作りが終盤に近づいている。世界の動向はこれまでのISO15022²から、拡張性のあるXML³を中心に実装される次期標準ISO20022⁴に大きく転換中であり、日本でも証券保管振替機構が2014年以

¹ 本年は、SC4総会に先立って、昨今の投票案件の内容・経緯の周知徹底と、特に取引主体識別子（Legal Entity Identifier）を巡る議論動向についての日本側関係者の認識とコンセンサス形成のため、4月20日に連絡会を開催した。

² 証券メッセージに関して、データ・フィールドやその定義等の作成ルールを定める国際標準で、1999年に制定された。従来の証券メッセージ標準であったISO7775を改定したもの。

³ eXtensible Markup Language 文書やデータの意味や構造を記述するためのマークアップ言語（「タグ」と呼ばれる特定の文字列で地の文に構造を埋め込んでいく言語）の一つで、XMLはユーザーが独自のタグを指定できることから、マークアップ言語を作成するためのメタ言語とも言われる。

⁴ TC68が2004年に制定した標準で、個々のメッセージ・フォーマットよりは「登録手続き」に重点を置いて規定したもの。手続きに従って標準生成された通信メッセージの仕様に関する情報を「レポジトリ（repository）」というデータベースに登録し、ユーザーが共有できる。なお、ISO20022は、当初、ISO15022の後継標準としてSC4で審議されていたが、その適用範囲は証券分野を超えて金融全般に波

降、決済照合システム及び振替システムを新基準ISO20022に漸次移行する考えを示している。このことから、先行する欧米の動きを我が国として注意深くフォローしていかなければならない状況にある。

また、昨今、金融危機後のシステミック・リスクの監視といった規制上のニーズから、金融証券取引の識別システムを強化・充実させようとする動きが強まっており、ISO がこれにどう答えるかも注目が集まっている。我が国の金融証券取引への影響も想定されることから、議論の動向について十分な関心を払う必要があると言えよう。

2. SC4 事務局からの報告

(1) SC4 議長の任期更新

投票の結果、現在議長を務めるヌルディーン・ユース（Nourredine Yous、スイスの Six Telekurs 所属）氏の再任決議がなされ、新たに 2013 年末までの任期となった。

(2) SC4 メンバーの変更等

本総会開催時点の SC4 参加メンバーは、オーストリアが P メンバーから外れたが、ノルウェイが新たに加入した結果、P メンバーは前年と同数の計 22 か国である。O メンバーは P メンバーを外れたオーストリアが加わった結果、前年より 1 カ国増加し 14 カ国となった。一方、リエゾン機関（カテゴリー A）は前年と同様の 10 機関である。

（なお、今年の SC4 総会には正規の代表として 14 カ国（いずれも P メンバー）及び 6 つのリエゾン A 機関が参加し、アジア地域からは、我が国（1 名）のほか、中国（2 名）、韓国（2 名）が参加した。）

(3) 次回の会合

次回の SC4 年次総会は、2012 年 5 月に米国のイリノイ州シカゴにおいて、本年同様 TC68 傘下の各審議体の年次総会と同時に開催されることが決まった。

(4) 各ワーキング・グループの審議状況の紹介

各ワーキング・グループでの取扱い案件に関して、ここ 1 年、投票案件の動きが活発であった。詳しくは後述を参照のこと。

3. SC4 議長からの報告

(1) 未解決の登録機関（Registration Authority）問題

SC4 の WG1 で審議している ISIN コード (ISO1616) の登録機関 (Registration Authority: RA) を努める ANNA⁵ と ISO の業務契約がここ数年宙に浮いたままとなっている⁶。両者間で、

及する見通しから、SC4 の上部機関である TC68 の直轄審議事項とされた。

⁵ Association of National Numbering Agencies。各国 NNA の協会組織として 1992 年に設立され、現在、82 か国の NNA と 30 のアソシエート・メンバー（ANNA パートナー）が参加。ブリュッセルに本部がある。議長は、SC4 の審議委員も務めるダン・クネル氏（Dan Kuhnel、ユーロクリア）。我が国からは東証が運営する「証券コード協議会」が加盟している。

⁶ これは当該契約内に ANNA が cost-recovery の範囲で ISIN のライセンス課金を可能とする規定が盛り込まれている点を巡る紛糾が一因である。また、これとは別の文脈で欧州委員会が ISIN の米国内発行部分

解決に向けた交渉が続けられているが、現時点では意見の一致は見られていない。

最近の動きとしては、ISO 中央事務局が新しく策定した RA の契約テンプレートを巡って ISO 中央事務局と ANNA 間で意見調整が行われているが、幾つかの要件について ANNA 側が難色を示している。例えば、ISO は ANNA に対し、契約終了時には新しい RA 指定機関に対し、ISIN ディレクトリー（1,300 万件の ISIN 記録）を引き継ぐことを求めているが、各国の ANNA は当該国が指定するものであることから、そのようなことを強制するのは非現実的であると ANNA 側は反発している。

ISO 中央事務局の責任者は、ANNA がいまだ契約の修正案を出し続けており、署名する気がないので ANNA との RA 契約を取り消す意向をいったん表明した。ユース氏はこれに対し、ANNA が証券市場に果たす役割の重要性を ISO に訴えた結果、ISO を再び交渉の席につかせることができた。5 月 2 日には両者の間で電話会議が持たれ、ISO 中央事務局がさらに RA 契約テンプレートの改良を検討することになった。

（２）CFI を巡る議論

金融商品の分類を扱う CFI (Classification of Financial Instruments) コード (ISO10962) は、現在、改定版（2011 年度版）が最終国際規格原案（FDIS）⁷として投票にかかっているが、米国を含む複数の国が反対投票の意向を表明している（本総会開催時点では、投票結果はわかっていなかったが、5 月 13 日に結果が公表され、僅差で FDIS は否決された⁸）。

本 CFI コードは、定期見直しの過程で、主として米国における新商品の進展状況を反映すべく、大幅に米国の主張を取り入れた国際規格原案（DIS）が 2008 年 4 月に投票で可決された。FDIS についても、2010 年初めには ISO 中央事務局に提出されていたが、実務上の問題等があるとして、投票にかけることは先延ばしにされていた。ようやく、本年 3 月に ISO 中央事務局が FDIS を投票にかけ、5 月 11 日を締切りとする投票期間に入った。しかし、FDIS については、米国・英国などが反対投票の意向を表明しており、特に米国では本件を SC4 とは別に TC68 傘下にできた識別子スタディ・グループ (Identifier Study Group: TC68 / SW1) の議題として扱うことを提案していた⁹。こうした動きに対して、本件を WG6 の主査 (Convener) でもあるユース氏は不快感を表明し、米国代表の委員との間で、経緯を巡る激しい議論のやりとりがあった。

米国側は、ISO の場での議論が、標準生成者の視点に偏り、標準ユーザーのニーズを十分吸い上げていない点に不満を持っている。

これに対し、ユース氏は、CFI の改定は、長い時間をかけて検討されてきており、しかも米国側の様々なニーズを反映すべく作業を行った DIS は、米国も賛成投票を行った。その後、余りに米国側の要求を取り入れた案に反発を示す欧州の一部の声を説き伏せ、DIS

（CUSIP）のライセンス課金の意向を表明している米国 S&P を相手取り、独禁法違反で提訴する事態が 2009 年 7 月に発生。ISO としては、その訴訟結果が判明するまで ANNA との契約締結は待った方が得策との判断もあり結論が先送りされている。

⁷ ISO での投票プロセスは、委員会原案（CD : Committee Draft）が承認された後、照会段階の国際規格原案（DIS : Draft International Standard）、承認段階の最終国際規格案（FDIS : Final Draft International Standard）を経て、発行段階の国際規格（International Standard）になる。

⁸ 5 月 13 日に判明した開票結果によれば、有効投票 18 票のうち賛成票 13 票、反対票 5 票であり、棄権票は 5 票であった。この結果、賛成票基準（3 分の 2 以上）は満たすが、反対票基準（4 分の 1 以下）は満たさず、FDIS は否決された。なお、反対票を投じたのは、米国のほか、英国、ドイツ、ルクセンブルグ、スペインの 5 カ国である。

⁹ 最終的に TC68/SW1 では、CFI の今後にかかる具体的な議論をアジェンダから外した。

の内容をほとんど維持したまま、FDIS を投票にかけた。にもかかわらず、最終案である FDIS に対してこの段階で当の米国が反対するのは理解できないと主張。

米国委員は、ミス・コミュニケーションが生じていると弁明。米国側としては、仮に FDIS が可決したとしても、ポスト・リーマンの規制ニーズを満たす上では内容面に慢性的な不足ありとして、新業務項目提案（New Work Item Proposal : NWIP）を作成し、提出する構えである。

この結果、SC4 としては、次の対応をとることを決議した。

- ・ FDIS が否決された場合、SC4/WG6 は、投票期間中に寄せられた重要な指摘事項に対処するため迅速な手続きをとり、作業を 5 月中に開始する。
- ・ FDIS が可決された場合、SC4/WG6 は、金融商品の分類にかかる課題に対処するための NWIP の策定のための迅速な手続きをとり、作業を 5 月中に開始する。

（３）今後の市場の発展を考慮に入れた標準化を目指すための CAG での議論の継続性

前回の SC4 東京総会で、今後の金融証券市場の発展に伴う標準化ニーズ（特に ISIN や CFI に関連して）の変化に ISO が十分応えていくための専門調査委員会（タスクフォース）として、SC4 内の各 WG に横断的な形で意見を吸い上げることのできる議長諮問グループ（Chairman's Advisory Group: CAG）が立ち上げられたが、TC68 の下にも識別子を専門に議論するスタディ・グループ（SG1）ができたことから、当該 CAG における審議はほとんど行われなかった。しかし、ユース氏をはじめ SC4 の主要メンバーは、両審議機関の目的はかなり異なる、つまりスタディ・グループは当面の諸問題への対応、CAG は将来のビジョンにかかわる議論であるから、CAG は存続し、今後、あらためてそこでの審議を活性化させたいとし、ユース氏が TC68 傘下のスタディ・グループと SC4/CAG との間の責任の分担について明確化し、5 月 19 日までに、SC4 メンバーに報告することを決議事項とした。

最後に、ユース氏は、勤務先との調整ができ、更新任期期間中は、より ISO の標準化作業に私的にもコミットすることが可能となり、今後、関係者とも緊密な意見交換、情報交換を行いたいとの所信の表明があった¹⁰。

4. ISO 中央事務局との電話会議

議長報告と平行して、ISO 中央事務局との電話による意見交換が行われた。ISO 中央事務局からは、次長のケビン・マッキンレー（Kevin McKinley）氏、日本の経済産業省から出向している猿橋淳子氏らが参加。昨年の東京大会で、ISO 中央事務局に要請した事項の進捗状況の確認を中心に話し合いが行われた。

（１）CFI/FDIS の投票結果について

まず、ISO 中央事務局に対し、5 月 11 日に締め切られる CFI/FDIS の投票結果の見通しについて質問が行われた。これは、SC4 総会において CFI コードの今後の議論の方向性を

¹⁰ 同氏の再任投票において、米国から “the ability of the chairman to devote required time to organize and manage the subcommittee, … follow-up on meeting actions and initiatives…” の欠如を指摘するコメントを付して反対票が投じられた経緯を受けたもの。

見定めるうえで重要であるからである。しかし、ISO 中央事務局は、ISO 規程上、投票結果が公表可能となるのは Electronic Balloting Portal のタイマーカット後 24 時間が経過した後であるとして回答を差し控えた。

（２）Registration Authority を巡る問題

昨年の東京大会の決議で、ISO中央事務局とANNAのRAを巡る交渉について幾つかの報告要請（RAの名称を契約本文に表示することの有無、liabilityとinsuranceの考え方についての法律顧問の意見、知的財産権の取扱い等）を行ったため、ユース氏は一つ一つ中央事務局に確認を要請したが、猿橋氏は、本年 2 月に既に書面にて回答済みであり、まずそれをよく読んでもらいたいと述べた。¹¹

5. 各ワーキング・グループ（WG）の審議動向

現在、SC4 は、議長（Chairman）のヌルディーン・ユース氏の下、WG1、WG6、WG8 の 3 つの WG で、個別のテーマについての審議が継続中である。本総会では前述のユース氏による全般の審議状況についての総括的な報告に引き続き各 WG の活動内容についてそれぞれの主査より以下の報告があった（WG1 主査は欠席し、活動報告書のみを提出）。

各審議機関（WG）の検討状況一覧

審議機関	取扱いスタンダード	進捗状況
WG1	ISO6166：国際証券識別付番システム（ISIN）の改定	DIS は承認済み。FDIS 投票に向けて作業中。
WG6	ISO10962：金融商品分類コード（CFI）の改定	FDIS の投票は 2011 年 5 月 11 日に〆切予定。
	ISO18773/18774：金融商品短縮名称・略称コード	FDIS は承認済み。RA 問題解決次第、若干の内容更新を経て公表予定。
WG8	ISO 発行体・保証人識別コード(IGI)	委員会原案（CD）が DIS として承認済
SWIFT	ISO10383：市場識別コード（MIC）	委員会原案（CD）が DIS として承認済

（１）WG1（証券識別コード：ISIN 関連）

WG1 は、国際証券識別コード体系である ISO6166（ISIN：International Securities Identification Numbering System¹²）の改定を審議している。同WGは、2008 年に、仕組み商品（structured products）について、より適切なコード体系を策定するため、2007 年のヨハネスブルク総会決議に基づきメンバーを入替え、組織の再編を行った。現在のメンバーは、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、南アフリカ、スイス、英国及び米国の各国と、リエゾン機関のANNA、クレアストリーム（Clearstream）、ユーロクリア

¹¹ ISO中央事務局の説明では、要請事項の多くは、新しいRAの契約テンプレートに反映済みという。

¹² 株式、国債、社債等の有価証券を識別するための世界共通のコード体系及びその管理手順について規定した標準規格であり、コード体系は、2 桁（アルファベット）の国名コード（例えば、我が国はJP）、9 桁（アルファベット又は数字）の国内コード（基本コードと呼ばれる）、1 桁のチェック・ディジットの合計 12 桁からなる体系である。我が国では、「証券コード協議会」がその付番機関（NNA：National Numbering Agency）に指定されている。

(Euroclear) 及びFISDの各専門委員から構成される。また、米国ソフトウェア情報産業協会金融情報サービス本部 (FISD-SIIA) 所属のビル・ニコルス (Bill Nichols) 氏が現在、主査を務めている (今総会は欠席)。

同WGでは、ISIN改定 (第7版) に関する委員会原案 (CD)¹³を2008年4月に策定し、同年7月の投票で正式に採択された。その後、投票の際に寄せられたP-メンバーからのコメント (ISINの対象に仕組み商品やバンク・ローン、差金決済契約などを加えること等) への対応措置を審議した結果、次の投票段階であるDISが策定され、2010年2月にISO中央事務局に提出された。しかし、同案は投票のためにSC4メンバーに回付される予定であったが、前述したようにRAとしてのANNAの傘下にある米国の付番機関 (NNA) であるS&Pがライセンス課金の動きを示していたことに対し、2009年7月に欧州委員会が提訴。このため、ISOとANNAのRA業務にかかわる契約締結が先送りとなり、その影響で本DISの投票回付もペンディング状態となっていた。

2010年4月になり、ようやくDISが投票にかけられ、5ヶ月の投票期間を経て同年9月に正式承認された (反対票ゼロ)。FDISは、6月20日までさらに推敲を重ね、SC4事務局に提出するとの決議がなされた。

(2) WG6 (金融商品分類コード、略称コード関係)

WG6は、ISO10962として定められた金融商品分類 (CFI) コード及び金融商品の略称及び簡略名称コード (ISO18773/18774) を審議している。前述したように、主査はSC4議長のカース氏が兼務している。

CFIコードとは、証券のカテゴリー (株式か債券か) や証券の属性 (「議決権の有無」、「転売制限の有無」等) などを6桁のコードで表現するものである。我が国では、「証券コード協議会」が、2007年1月から同協議会の証券データ・サービスに掲載を開始している。

昨今の金融商品の複雑化や、特に米国の特異性 (証券化商品への対応が考えられる) をカバーする必要性から、WG6で改定の審議が行われ、2008年4月に可決されたDISについて各国から提出されたコメントの分析を中心に審議。2010年のはじめにFDISが策定されISO中央事務局に提出されていたが、実務上の問題 (出版形式 formatting の問題) を再検討するため一旦SC4事務局に戻されていた。CFIコードは、日々、大量に生み出される証券化商品へ対応するためにも早急な改定が求められていたが、2011年3月により投票にかけられた (投票の結果、否決されたことは前述のとおり)。

一方、簡略名称に関する標準については既に4年前にFDISが承認されているものの、RA候補のANNAが、知的財産権 (IPR) 等の取扱いの観点で問題があるとして、最終的にRAを引き受けるまでに至っていない。なお、ANNAではこれらの規格の実施を開始するためのタスクフォースを立ち上げている。

なお、今総会において、カース氏はSC4議長とWG6主査の兼職状況を解消し、SC4議長職に専念するために、WG6は新しい主査を本年6月末までに指名し、SC4に提案するこ

¹³ 新しい標準の技術的改正点は、従来のISINに「ISIN-Record」という最小データを付加し、これを各国の付番機関 (NNA) すべてに利用可能としたこと、ISINの構成における基礎コードとして国内コードを必ずしも利用する必要がないこと、ISINコードの割当て、登録、配布に関する各国付番機関 (NNA) と登録管理機関 (RA: この役割はANNAが務めている) の役割と責任を明確化したこと、金融商品の記述をISO10962のCFIコード (内容は後述) に統一を図ったことなどである。また、ISINコードの最初の2桁の (国の識別を行う) 接頭辞は、現行の債券発行主幹事の所属する国から、発行された証券が預託される証券集中保管機関 (CSD) の所属する国に変更された。

とが決議された。

（３）WG8（発行体・保証人識別コード：IGI 関連）

WG8 は、証券取引に関わる事業体の識別（Identification of Business Entity）に関する審議を担当している。主査は一昨年から WM Datenservice（ドイツ）のウベ・メイヤー（Uwe Meyer）氏が務めている。

同 WG は、4 年前に投票にかけた ISO／CD16372（IBEI：International Business Entity Identifier）が否決されたことから、2007 年のヨハネスブルク総会でその撤回と WG8 の再編が決議された。2008 年の再編により、新 WG8 のメンバーは、オーストラリア、ブラジル、中国、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、南アフリカ、スイス、英国、米国の各国より、またリエゾン機関として ANNA、クレアストリーム、ユーロクリア、FISD 及び SWIFT の各専門委員より構成されることになった。2008 年 11 月から新組織下での審議がスタートした。

WG8 は、以前の ISO／CD16372（IBEI）が否決されて以来、様々な代替案を検討した。一時、金融機関向けの識別子である Bank Identifier Code を拡張して対応する考え方（「拡大 BIC（Business Identifier Code）」）も検討されたが、SC4 の提案としては、最終的に対象範囲を発行体と保証人に限定した識別子（Issuers & Guarantors Identifier）である IGI に落ち着き、NWIP が、ANNA を RA とする枠組みで策定された¹⁴。この NWIP と CD が、2011 年 1 月に同時投票にかけられ、4 月中旬まで投票を募った結果、反対票なしに可決された¹⁵。

ところで、昨年の東京会合以降、取引主体の識別に関する議論が浮上している。金融危機後の金融改革を目指す米ドッド・フランク（DF）法の下でのシステミック・リスクの把握のためのデータ整備という規制上のニーズから Legal Entity Identifier（LEI）の国際標準化が検討され始めたことである。

上記 IGI をはじめ、取引主体の識別子に対するニーズは従来から存在するが、規制上の要請（regulatory mandate）を満たすためには、射程として広く金融取引の当事者を捕らえる必要があり、これは既存の識別子やその組み合わせでは対応できないものである。たとえば、金融取引についての報告義務を持つ主体や、デリバティブ商品の参照データの発行主体なども対象となる。欧州の規制当局も同様の規制ニーズを有する中、市場参加者や欧米以外の地域の規制当局からは国際標準化を求める声が高まっている。ISO としても、こうした声に呼応すべく、昨年の後半以降、TC68 内に SG1 を組成して検討してきた経緯。

今後、LEI の整備・普及が進めば、取引主体の属性情報を含む BIC や ISIN なども含めて、ISO 化されている既存のコード体系の再整備が進む可能性がある。実際、IGI の策定作業は、米国 LEI の枠組みが決まる 7 月中旬まで、ペンディングとされている。

識別子スタディ・グループでの検討を経て、本年 3 月末には LEI に関する NWIP が TC68 の提案として投票にかけられた（日本からは CD 投票を飛ばして直接 DIS 投票に進むオプションを付して賛成票を投じている）。同時に、その検討を深化させるために SG1 を昇格させた WG6 を TC68 直下に結成すること、LEI の運営のための登録機関（RA）として SWIFT

¹⁴ なお、IGI は、BIC と相互参照（cross referencing）されることが推奨されている。

¹⁵ IGI について日本は、棄権票を投じた（棄権票は全体で 3 票）。理由は、日本国内では取引主体を識別するための国際標準コードに対する証券市場のニーズの盛り上がりには乏しいことに加え、国内での登録機関の役割を果たすべき機関がみあたらないこと（「コード協議会」には、金融商品自体ではなく、金融取引の主体を識別する国際標準コードを生成、管理するインセンティブなし）、IGI よりはるかに対象範囲が広い LEI の議論動向をまずは見定めるべき、との判断による。

又は ANNA のいずれかを選択することが併せて投票にかけられた（投票の結果、RA として SWIFT を選出）。

《参考》

今回のアムステルダム会合期間中、SC4 年次総会以外の会合¹⁶において交わされた LEI を巡る議論は概略以下のとおり（それぞれの会合に別途出席した ISO/TC68 国内検討委・事務局長の山田隆人氏<日本銀行金融研究所 IT 標準化 G 長>からのフィードバック）。

DF 法の実施の一環として、米財務省の下に設置され、金融取引に関する Trade Repository の開設及びそのための LEI の整備を委ねられた Office for Financial Research (OFR) からマーク・フラッド (Mark Flood) 氏が 5 月 12～13 日の会合に参加した。また、EU 加盟各国の証券規制当局の横断的組織である European Securities and Markets Authority (ESMA。旧 CESR) から、デービッド・ナドリ (David Nadry) 氏が 5 月 13 日の会合に参加した。

LEI の枠組みについて、米国内では OFR の意向を受けて、証券分野の業界団体である SIFMA が中心となり業界の意向を吸い上げた形で報告書 “*Requirements for a Global Legal Entity Identifier (LEI) Solution*” (May 2011) をとりまとめている。

SIFMA の報告書では、LEI の要件として、実装が国際標準化されていることと運営主体が非営利であることを掲げている。ISO/TC 68 側では、報告書の記述を踏まえて、LEI の基本的な実装や RA (SWIFT が選定) の組織運営に関する要件定義を独自に行い、NIWP を策定のうへ投票手続を進めている。もっとも、これらが SIFMA の報告書や DF 法に適合しているかどうかは、SIFMA 及び OFR がそれぞれ個別に審査することとなっており、理論的には、ISO が策定した LEI の枠組みが、そもそも DF 法に定める LEI として採用されるとは限らない。正式に採否が確定するのは、DF 法の実施期限（本年 7 月 15 日）まで待つ必要。

一方、SIFMA では、自らの報告書に定める LEI の要件に沿って、ソリューション・プロバイダーを公募している。ここで言うソリューション・プロバイダーとは、RA が ANNA に委嘱されている ISIN において、北米のサブセットである CUSIP の service bureau としての機能を担う S&P に相当する。

一方、欧州における ESMA も、米国の DF 法のような性急な期限は設定していないが、幅広い金融取引を対象とした Trade Repository の導入を検討しており、LEI についても欧州委員会 (EC) や欧州中央銀行 (ECB) とともに、米国と同様の議論を進めている。ESMA は、ISO 側の LEI の枠組みの ISO 化や RA (Registration Authority) として SWIFT が選定された既往の経緯には満足しているようである。

この間、ISO/TC 68 関係者の一部からは、今回の “Global LEI” の要件策定を SIFMA という米国の証券業界のロビーイング団体がリードしていることに対して違和感を唱える声が聞かれている。これは、システミック・リスクの管理強化の号令の下、LEI を用いて整備を進める Trade Repository が収録するアセット・クラスには、リーマン・ショックのトリガーを引いた CDS 等の OTC デリバティブだけでなく、シ・ローン等を含む金融商品が幅広く取り込まれていくことが見込まれるためである。

なお、ISO/TC 68 ではテクニカルな議論が先行しがちであるが、当の OFR や ESMA で

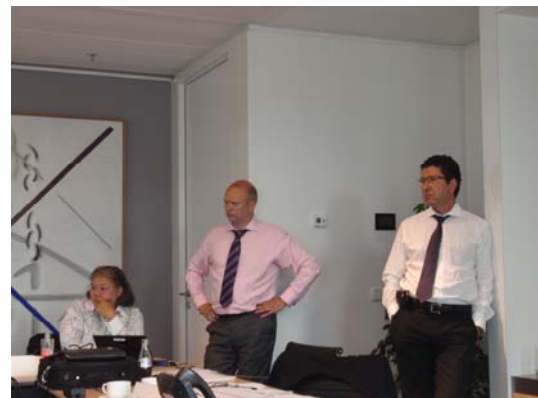
¹⁶ 5 月 10 日（火）夕刻に開催された SG1 及び 13 日（金）の TC68 年次総会。

は、20桁で構成される LEI の実装そのものは、マシンリーダブルなインデックスないし内部コードに過ぎず、むしろ業務要件としては LEI をキーとして属性情報 (attributes) やその相互の関係性を一元管理されたレポジトリ上で網羅的、整合的に管理することの意義が大きいとみているようである。現状、収録される属性情報に重複がみられる BIC や ISIN についても、LEI の下で正規化する形で再整理していく必要性を示唆する向きも多い。

(4) ISO10383 (市場識別コード : MIC 関連) の改定について

特にWGを設けての話ではないが、市場識別に関するMarket Identifier Code (MIC)¹⁷ について、ESMAの取引報告ファシリティー (Trade Reporting Facilities) に関するコンサルテーション・ペーパーの公表内容に対応するため、見直し (適用範囲の拡大) がSWIFTを中心に審議されていたが、昨年12月にNWIPが投票にかけられ本年3月に可決した。この改定案により、MICは営業機関ごとに付番されるとともに、市場セグメントのレイヤーでもオプションとして付番できるようになった。

なお、今後、MICの改定作業を推進するためWG12の立ち上げが決議され、SWIFTのアレキサンダー・ケッチ (Alexandre Kech) 氏をその主査に指定する決議がなされた。



オランダ銀行協会 (NVB) 会議室で開催された SC4 年次総会の様子
(写真右の右端が SC4 議長のヌルディーン・ユース氏)

6. 各メンバー機関からの個別報告

我が国からは、SC4 国内委員会であるISO証券対策連絡会の活動状況、東証及び大証のシステム面での最近の大きな動き、証券保管振替機構 (JASDEC) の決済照合システムにおけるISO20022 採用に関連してのTC68 の標準評価グループ (Standards Evaluation

¹⁷ 2003年に制定されたもので2008年に定期見直し (Systematic Review) が行われた。その後、EUでの取引報告義務の詳細化により、手直しが必要となったため、当初、技術正誤表 (Technical Corrigendum) を介しての対応が検討されたが、昨年の東京大会で、正誤表の多用についてISO中央事務局から否定的な見解が表明されたため、正式な標準改定手続がとられることとなった。なお、本年3月末時点で724件のMICが公表されている。

Groups : SEG)での活動状況、さらにISITCジャパン¹⁸及びFIXジャパン¹⁹の活動状況について報告書(カンントリーレポート)を提出しているが、これらに加えて、最近の一連の識別子スタンダードの導入・改定に関する投票における日本側の投票内容の説明、及びLEIの導入論議に注目している点を中心に口頭報告を行った。なお、これだけLEIの問題が注目されている中であっても、全く言及しない参加国も多数あり、特に、日本以外のアジアからの参加P-メンバーである中国、韓国については、まったく問題の所在が認識されていない印象であった。

なお、ドイツより昨年提案のあった取引所/MTFのシンボル化(ティッカー・マーク)の標準化については、その後、ドイツで業界のヒアリングを進めるなかで、ネガティブな声が多かったとのことで、NWIPの作成は断念したとの報告があった。

7. 今次総会の評価

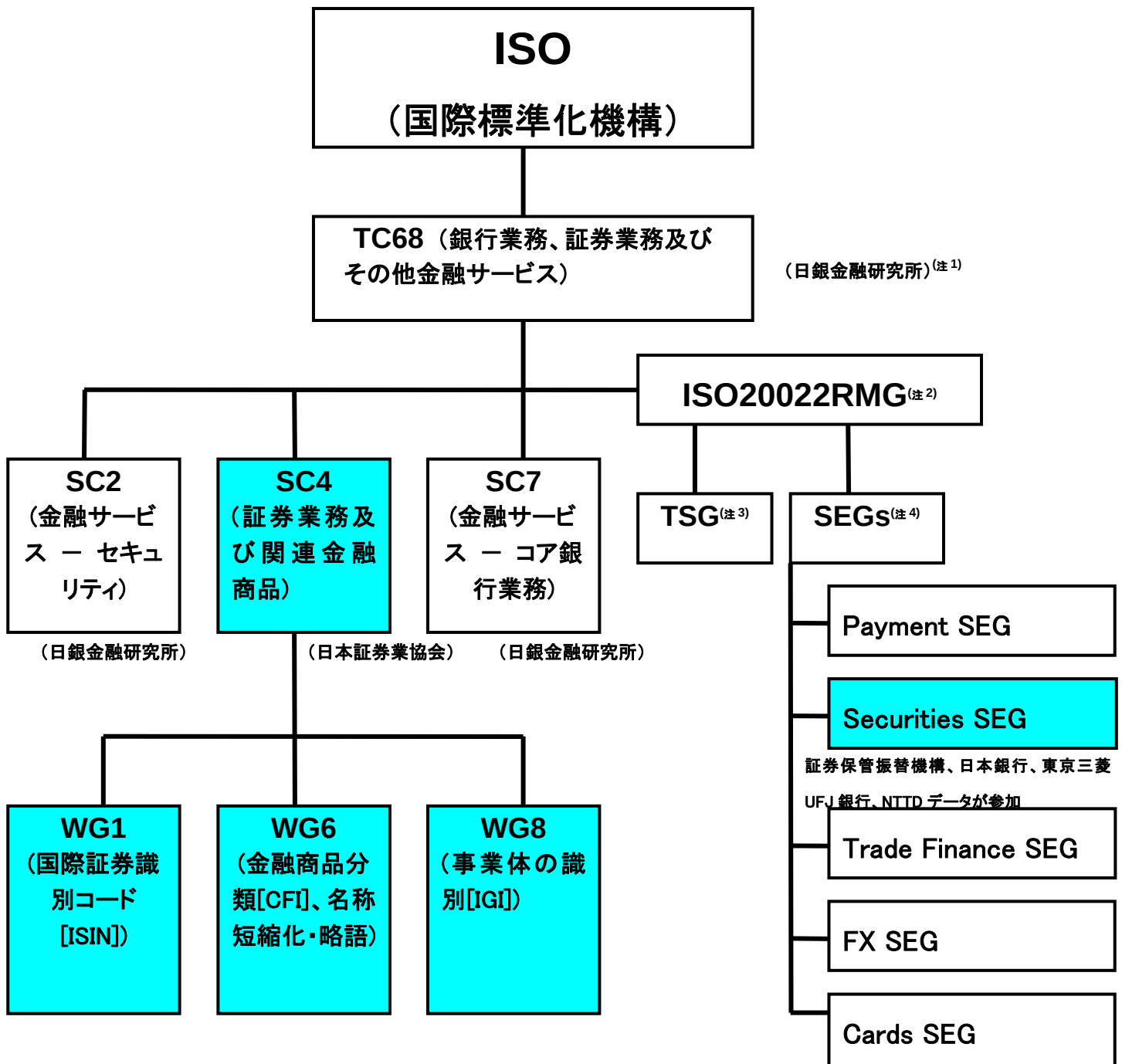
DF法の実施に向けたLEIの構築・整備をトリガーとして、ポスト・リーマンの規制インフラの整備、再構築が進みつつある中、金融商品や取引主体の捕捉の強化・深化に向けた議論がいよいよ本格化してきたという印象をもったのが、今年度のSC4総会であった。一方、これまでCFIコードやIGIコードなどの標準生成が遅々として進まない中、ISINのライセンシング問題などに直面するなど、SC4自身が存続の危機にさらされているといっても過言ではない。こうした中、欧米において盛り上がりを見せている上記LEIの構築・整備のダイナミズムを、ISO/TC 68の制度設計の中で適時、適切に取り込んでいけるのかどうか、試練の時を向かえていると言えよう。

以 上

¹⁸ 業界横断的なSTP化を推進するための証券業務の専門家による民間団体であるISITC (International Securities Association for Institutional Trade Communication)の日本支部で、1998年に設立された。なお、ISITCは、リエゾン機関として本SC4総会で活動報告が別途行われた。

¹⁹ 証券取引の上流部分(取引オファーから約定処理にいたるプロセス)のメッセージを電子的に交換するための標準プロトコルを推進する民間主導の組織で、我が国にも「日本FIX委員会」が組織されている。FIXプロトコルは、株式のみならず債券・外為・デリバティブ等にも採用され、フロント・オフィス業務におけるプロトコルのデファクト・スタンダードになっている。

ISO TC68 SC4の組織



(注 1) 括弧内は日本規格協会（JISC）から委託を受けた国内委員会の事務局。以下同じ。

(注 2) Registration Management Group（登録管理グループ）

(注 3) Technical Support Group for ISO20022（ISO20022 対応技術支援グループ）

(注 4) Standards Evaluation Groups（標準評価グループ）